

森林害虫防除員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

森林害虫防除員規程の一部を改正する訓令

森林害虫防除員規程（昭和51年岩手県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(森林害虫防除員)</p> <p>第2条 森林害虫防除員は、農林水産部森林整備課、広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター、地方振興局の林務部、農林部及び林務事務所並びに岩手県林業技術センターに勤務する職員のうち、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産部森林整備課</td> <td>総括課長及び<u>整備担当課長</u>並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県林業技術センター</td> <td><u>森林資源部長</u>並びに森林保護技術に関する事務を担当する<u>首席林業専門技術員、上席林業専門技術員、林業専門技術員、上席専門研究員、主任専門研究員、専門研究員及び技師</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	農林水産部森林整備課	総括課長及び <u>整備担当課長</u> 並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師	[略]		岩手県林業技術センター	<u>森林資源部長</u> 並びに森林保護技術に関する事務を担当する <u>首席林業専門技術員、上席林業専門技術員、林業専門技術員、上席専門研究員、主任専門研究員、専門研究員及び技師</u>	<p>(森林害虫防除員)</p> <p>第2条 森林害虫防除員は、農林水産部森林整備課、広域振興局農林部、広域振興局総合支局の農林部及び農林部農林センター、地方振興局の林務部、農林部及び林務事務所並びに岩手県林業技術センターに勤務する職員のうち、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産部森林整備課</td> <td>総括課長及び<u>整備課長</u>並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県林業技術センター</td> <td><u>研究部長</u>並びに森林保護技術に関する事務を担当する<u>首席林業普及指導員、上席林業普及指導員、主任林業普及指導員、林業普及指導員、上席専門研究員、主任専門研究員、専門研究員及び技師</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	農林水産部森林整備課	総括課長及び <u>整備課長</u> 並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師	[略]		岩手県林業技術センター	<u>研究部長</u> 並びに森林保護技術に関する事務を担当する <u>首席林業普及指導員、上席林業普及指導員、主任林業普及指導員、林業普及指導員、上席専門研究員、主任専門研究員、専門研究員及び技師</u>
区 分	職																
農林水産部森林整備課	総括課長及び <u>整備担当課長</u> 並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師																
[略]																	
岩手県林業技術センター	<u>森林資源部長</u> 並びに森林保護技術に関する事務を担当する <u>首席林業専門技術員、上席林業専門技術員、林業専門技術員、上席専門研究員、主任専門研究員、専門研究員及び技師</u>																
区 分	職																
農林水産部森林整備課	総括課長及び <u>整備課長</u> 並びに森林病虫害等の防除に関する事務を担当する主任主査、主査、主任及び技師																
[略]																	
岩手県林業技術センター	<u>研究部長</u> 並びに森林保護技術に関する事務を担当する <u>首席林業普及指導員、上席林業普及指導員、主任林業普及指導員、林業普及指導員、上席専門研究員、主任専門研究員、専門研究員及び技師</u>																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。